

一斉休憩の適用除外に関する決議（例）

ホテル労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第34条第2項ただし書に定める一斉休休憩の適用除外に関し、次のとおり決議する。

- 1 〃の業務に従事する社員については、班別交替で、休憩時間を与えるものとする。
- 2 各班の休憩時間は、次に定めるとおりとする。
第1班： 時～ 時
第2班： 時～ 時
⋮
第 班： 時～ 時
- 3 出張、外回り等による外勤のため、本人の班の時間帯に休憩時間を取得できない場合には、所属長が事前に指定して他の班の休憩時間の時間帯を適用する。

（中略）

本決議に基づく一斉休憩の適用除外は、平成 年 月 日から実施するものとする。

（以下略）